自治基本条例見直しのための整理表

資料２

委員	該当部分	見直し内容
大森委員	条例全体	今時代に沿った内容に見直していくとしたら、デジタル化や多様性、SDGs等の文言も必要と思われるため。
星委員		文言が抽象的過ぎて、一見まとまっているようには見えるが、分かりくくなってしまっている。
寺本委員	【第2条】 　この条例は、寒川町の自治の基本理念を定めた条例であり、他の条例を制定する場合は、この条例に定める事項を基本として定めます。	「この条例は、寒川町の自治の基本理念を定めた条例であり」の部分が条例が並んでしまっているので、「この条例は、寒川町の自治の基本理念を定めたものであり、」の方が良いと思うため。
星委員	【第3条】 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。 （1）　町民　次のいずれかに該当するもの ア　町内に住み、働き、又は学ぶ者 イ　町内で活動する企業、民間非営利団体その他の団体 （2）　参画　町が実施する施策又は事業の計画策定、実施、評価等の各段階で町民が意見を述べ、その反映を図ること。 （3）　参加　町民が、町民又は町が実施するまちづくりに関する活動に加わること。 （4）　協働　町民と町がお互いに補完しあい、まちづくりにおいて対等の立場で協力すること。 （5）　まちづくり　町民が心豊かに暮らすための、町民と町の様々な活動 （6）　町　普通地方公共団体としての寒川町	町民の定義の部分については、逐条解説をみれば、外国籍の方なども対象になるとわかるが、自治基本条例だけだと、そのような詳細な部分が描き切れていないため、追記が必要と思われる。
杉下委員	【第5条】 前条の基本理念に基づき、次のとおりまちづくりの指針を定めます。（まちづくりの指針） （1）　子どもたちが地域社会にかかわりながら健やかに成長できるまちづくり （2）　子育て環境の整つたまちづくり （3）　歴史と文化が息づき教育が充実したまちづくり （4）　豊かな自然と快適な生活環境が整つた環境共生のまちづくり （5）　地域社会に根ざしたにぎわいと多様性のあるまちづくり （6）　保健と福祉の充実したまちづくり （7）　産業が発展し活力のあるまちづくり （8）　誰もが安全で安心して暮らせるまちづくり	まちづくりの指針として8つ記載されているが、昨今では様々なライフスタイルが増えて、今まで以上に多様性を求められるため、その他も対応できるような文言を追加する。
齋藤委員		「誰もが安全で安心して暮らせるまちづくり」の文言に「互いに支えあい」などの表現を入れる。

委員	該当部分	見直し内容
中島委員	【第6条】 町は、まちづくりの指針（前条で定める指針をいいます。以下同じとします。）を実現するため、総合計画（町の目指す将来像を明らかにするための基本構想及びこれを計画的に実現するための町の総合的な方向性を示した計画をいいます。）に基づいて必要な施策を講じるとともに、適正な町政運営に努めなければなりません。（町の義務）	総合計画についてが自治基本条例を見ただけだと分かりにくいので、もう少し説明文などを追加するべき。
	【第11条】 町民は、まちづくりの主体であることを自覚し、積極的にまちづくりに関する活動に参加するとともに、自らの発言と行動に責任を持つよう努めなければなりません。（町民の義務）	町と町民のまちづくりに触れているので、「協働するまちづくりに関する活動に積極的に参加する」など「協働」という言葉を入れても良いのではないか。
大森委員	【第13条】 町民は、町の保有する情報を知る権利を有します。 （情報を知る権利）	町民の方と町政の知る権利についての解釈を統一させるため、情報公開範囲の文言の追加。
中島委員	【第14条】 町は、第12条の原則に則り、別に条例で定めるところにより町民に対し町の保有する情報を適正に公開するとともに、まちづくりに関する情報を積極的に提供するよう努めます。	第13条と第14条は一緒にしてしまっても良いのではないか。
中島委員	【第15条】 町は、町が開催する審議会及びこれに準ずる会議については、別に定めるところにより原則としてこれを公開するものとします。（参加の原則）	「別に定めるところ」とは何かが不明。原則として公用するのであれば不要な文ではないか。
	【第17条】 町民は、まちづくりに参加する権利を有します。 町民は、まちづくりの指針に則り、まちづくりに関する活動に積極的に参加し、その拡充に努めます。（参加の原則）	参加の部分なので迷うところではあるが、「協働」の一言を入れても良いのではないか。
寺本委員	【第18条】 町民と町は、子どもがそれぞれの年齢にふさわしい形で、まちづくりに積極的に参加できるよう努めます。（子どものまちづくりへの参加）	子どもを中心としたまちづくりを進めていく以上、見直しが必要なほかに、子供用自治基本条例も作成するべき。
安田委員	【第25条】 町民と町は、外国籍の町民が共にいきいきと暮らし、協働のまちづくりに参加できるよう努めます。（国際化への対応）	近々計画されている藤沢でのモスク建設に伴い、藤澤から近い寒川でも国際的な部分の見直しが必要と思われるため。